

第 758 回 通関協議会（本関地区）

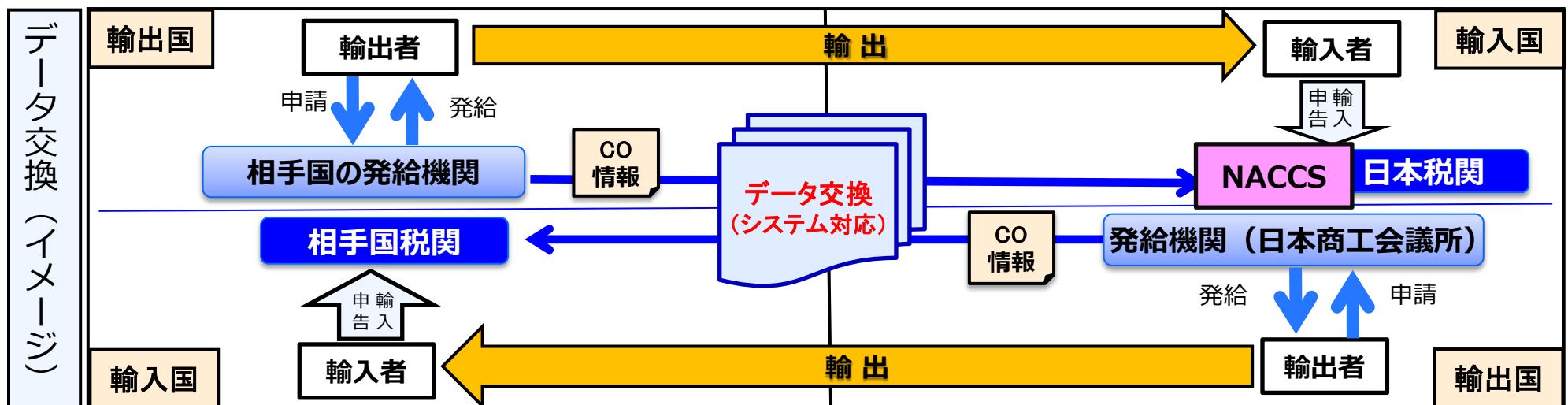
1. 日 時 令和 4 年 11 月 8 日（火） 1 4 時から
2. 場 所 日本関税協会 横浜支部 事務室（オンライン実施）
3. 議題等（説明者）
 - (1) 原産地証明書データ交換について
（業務部 阿部 原産地調査官）
 - (2) マレーシアにおける TPP11 協定(CPTPP)の発効日等について
 - (3) インドネシアにおける RCEP 協定の発効日等について
（業務部 阿部 原産地調査官）
 - (4) TPP11 協定適用豚肉調製品（カナダを原産地とするもの）に係る
セーフガードの発動について
（業務部 通関総括第 3 部門 野崎 統括審査官）
 - 本牧大型 X 線検査装置の更新に伴う協力依頼についての質問対応
（監視部 検査総括第 1 部門 木村 統括監視官）
4. 連絡事項等

原産地証明書（CO）データ交換について

- 我が国締結のEPAの原産地証明手続：
自己申告制度を導入済みである一部のEPAを除き、第三者証明制度を採用
⇒紙原本の郵送によるリードタイムへの影響
- 産業界のニーズ：
EPAの利用が多いASEAN各国の税関当局におけるCOのPDFによる受理
及びCOのデータ交換への期待
- COデータ交換のメリット：
PDFによる受理よりもさらに迅速なやり取りが可能であることやCOの真正性が確保される。ASEAN域内国間においてはCOデータ交換実施済み

総合的なTPP等関連政策大綱（2020年12月8日改訂）
「原産地証明書等のデジタル化を含む貿易に係るビジネス環境の整備に取り組む。その際には相手国の制度等を考慮する。」

- 2021年から、インドネシア、タイ、ASEANとの協議を開始。
- データ交換に必要な項目や接続方法について国内関係省等とも協議を進め、必要な検証を経て早期のデータ交換開始を目指す。



原産地規則とは



協定・法令等



原産地証明手続



事前教示



事後確認



現在位置: [原産地規則ポータル](#) > [協定・法令等](#) > マレーシアにおけるTPP11協定(CPTPP)の発効日等について

マレーシアにおけるTPP11協定(CPTPP)の発効日等について

2022年10月17日

2022年11月29日より、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(以下「TPP11協定」という。)が未発効となっていたマレーシアについて効力を生ずることとなりましたので、お知らせします。

同日より、マレーシアを原産地とするTPP11協定上の原産品について、同協定に基づく特惠税率(以下「EPA税率」という。)を適用することが可能となります。

【留意事項】

TPP11協定の規定を満たす産品については、

- マレーシアについてTPP11協定が効力を生ずる日に日本に輸送中の貨物、又は、
- 既に日本に到着し保税地域に蔵置されている貨物を、マレーシアについてTPP11協定が効力を生ずる日後に輸入申告する場合、

必要なEPA税率適用要求手続が行われることを条件として、EPA税率の適用が可能となります。

【リンク】

(参考)内閣官房TPP等政府対策本部HP「[マレーシアによるTPP11発効のための国内手続完了の通報](#)」

2022年11月8日

本関地区通関協議会資料

横浜税関業務部通関総括第3部門

TPP11 協定に基づく豚肉調製品（カナダを原産地とするもの）に係るセーフガードの発動について

NACCS 掲示板からの転載

【利用者の皆様へ】 TPP11 協定に基づく豚肉調製品（カナダを原産地とするもの）に係るセーフガードの発動について

関税暫定措置法第7条の8第1項の規定に基づき、TPP11 協定の豚肉調製品（カナダを原産地とするもの）に対して令和4年11月1日から令和5年3月31日までの間、TPP11 協定に基づく豚肉調製品（カナダを原産地とするもの）についての農産品セーフガード（以下「豚肉調製品セーフガード（カナダを原産地とするもの）」という。）が発動されます。

これに伴い、業務コード集「5-1. NACCS 用品目コード（輸入）」に下記リンク先の NACCS 用品目コードを追加しますのでお知らせします。なお、業務コード集は令和4年11月1日に更新します。

ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。

暫定法第7条の8発動時における NACCS 用品目コードについては令和4年11月1日から使用可能となります。

「5-1. NACCS 用品目コード（輸入）」（共通）

変更箇所については、[こちら](#)をご参照ください。

豚肉調製品セーフガード（カナダを原産地とするもの）に係る輸入申告等をする場合、NACCS 用品目コードは新設される「暫定法第7条の8発動時における発動対象国のもの」、原産地（申告）種別コードは TPP11 税率差適用用国別コード（カナダ）の「1C」を使用いただくこととなりますので、十分ご注意願います。

（TPP11 協定の豚肉調製品で原産地がカナダでないものについては「その他のもの」を使用してください。）

なお、豚肉調製品セーフガード（カナダを原産地とするもの）発動期間中に蔵入承認を受け、豚肉調製品セーフガード（カナダを原産地とするもの）発動期間終了後に TPP11 協定税率を適用して蔵出輸入申告を行う貨物については、NACCS 用品目コードは「その他のもの」、原産地（申告）種別コードは TPP11 協定の「TP」を用いて、蔵入承認申請及び蔵出輸入申告の両手続を行ってください。